

第2次屋久島町男女共同参画基本計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要項

【屋久島町観光まちづくり課】

第2次屋久島町男女共同参画基本計画策定業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要項

1. 業務概要

(1) 業務名

第2次屋久島町男女共同参画基本計画策定業務

(2) 業務の内容・委託期間

別に定める資料1「第2次屋久島町男女共同参画基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託料上限額

金5,660,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

提案に際しては、上限額の範囲内で提案額を提示すること。

※ なお、提案額の提示に当たっては、契約金額の110分の100に相当する金額を見積書(様式5)に記載するものとする。

2. 企画提案競技に参加する者に必要な資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 男女共同参画計画策定にかかる業務の同種業務を受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者であること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをなされていない者であること
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (9) 次に該当しない者

- ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

### 3. 選定スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年2月19日（水）
- (2) 質問受付 令和7年2月19日（水）～令和7年2月28日（金）  
17時00分まで（必着：電子メールにて受付）
- (3) 質問への回答 令和7年3月4日（火）電子メールにより回答
- (4) 提案競技参加申込書の提出 令和7年3月10日（月）17時00分まで（必着）
- (5) 企画提案書等の提出 令和7年3月21日（金）17時00分まで（必着）
- (6) 審査（プレゼンテーション） 令和7年3月下旬
- (7) 審査結果通知 令和7年4月上旬
- (8) 業務委託契約締結 令和7年4月下旬（予定）

### 4. 質問書の提出

本案件の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

- (1) 提出書類  
**提案競技質問書（様式1）**
- (2) 受付期間  
令和7年2月19日（水）～令和7年2月28日（金）
- (3) 提出方法  
次のとおり電子メールで提出すること。なお、提出時には別途電話によりメールの受信確認を行うこと。
  - ア 件名 プロポーザル質問書
  - イ 提案競技質問書（様式1）を添付
  - ウ 送信先 ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp

(4) 回答方法

後日、すべての参加申込者に対しメールにて回答します。(ただし、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除きます。)

5. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案競技参加申込書(様式2) 正本1部

イ 会社概要書 ※パンフレットでも可とします。

ウ 誓約書(様式7) 正本1部

エ 財務状況表(様式8)(屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要。)

(2) 提出期限

令和7年3月10日(月)17時00分まで(必着)

(3) 提出方法

持参(土日及び祝日を除く)又は屋久島町が受領した事実の証明が可能な方法である書留等(簡易書留可)による郵送(配達証明)で提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式3)

正本1部

イ 企画提案書(様式任意)

正本1部(提案者名(企業名)を記載し、代表者印を押印したもの。)

副本8部(提案者名(企業名)が分からないよう、社名や社名を選別できるロゴ等を一切記載しないもの。)

(ア) 様式任意、A4横サイズ、両面印刷、長編綴じ、ページ番号を付すこと。

(イ) 提案書の表紙は、あて名「屋久島町」、標題「第2次屋久島町男女共同参画基本計画策定業務」及び「提出年月日」を記載すること。

(ウ) 仕様書の内容に基づき提案を作成すること。また、審査は匿名で行うため、副本には事業者名や事業者が特定できるような記述を行わないようにすること。

ウ 類似業務実績調書(様式4)

正本1部(提案者名(企業名)を記載し、代表者印を押印したもの。)

副本8部(提案者名(企業名)が分からないよう、社名や社名を選別できるロゴ等を一切記載しないもの。)

エ 見積書(本業務期間内に要する経費)(様式5)

正本1部(提案者名(企業名)を記載し、代表者印を押印したもの。)

副本 8 部（提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を選別できるロゴ等を一切記載しないもの。）

（ア） 見積書の額は、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。

（イ） 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

（ウ） 経費の内訳を任意様式で添付してください。

オ 業務実施体制調書（様式 6）

正本 1 部（提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。）

副本 8 部（提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を選別できるロゴ等を一切記載しないもの。）

※ 配置を予定している者全員について記入してください。

カ 添付書類（屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要。）

各 1 部

（ア） 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

（イ） 法人登記簿謄本または登録事項全部証明書及び印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）

（ウ） 納税証明書（未納がない証明でも可とします。）

（2）提出方法

持参（土日及び祝日を除く）又は屋久島町が受領した事実の証明が可能な方法である書留等（簡易書留可）による郵送（配達証明）で提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（3）提出期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）17 時 00 分まで（必着）

（4）提出先

屋久島町観光まちづくり課 地域振興係宛

住所：〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

（5）留意事項

- ・ 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めません。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

7. 審査方法及び審査基準

（1）審査会

屋久島町が設置する審査会において、資料 2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき評価及び選考を行います。

（2）審査方法

プレゼンテーション方式とし、「提案競技に係る評価項目・評価基準」(資料2)に基づくもっとも得点が高かった者(以下、最高得点者という。)を最優秀提案者として決定し、次に得点の高かった者を次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、提案見積書に記載の金額がより廉価であった事業者を最優秀提案者とし、更に提案見積書に記載の金額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も審査を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいての契約は行わないものとします。

(3) 審査における評価項目

資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」のとおり

(4) プレゼンテーション実施日

令和7年3月下旬予定

※ 決定次第、参加事業者に速やかに連絡するものとします。

(5) プレゼンテーション会場等

対面若しくはオンライン(ZOOM)のいずれかとし、詳細(場所及び実施時間等)は決定次第別途連絡します。

(6) プレゼンテーション審査内容

15分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(約10分)を行います。

(7) 選定除外について

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

ア 委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(8) 選考結果

選考の結果は、すべての提案者にメールにて通知します。併せて、屋久島町公式ホームページで公開する予定です。

なお、選考結果に関する質問・照会には一切応じません。

(9) その他

ア 審査は非公開とします。ただし、事務局職員及び屋久島町役場関係課職員についてはその限りではありません。

イ 事務局でプロジェクター及びスクリーンを準備します。パソコン等を利用する場合は持参してください。

8. 提出書類の取り扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は

この限りではありません。

- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

## 9. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (2) 条件を満たさない提案であったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提案見積書の金額に消費税及び地方消費税を加算した金額が執行上限額を越えているとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- (6) 提案書の提出から契約締結までの間に、屋久島町から指名停止等の措置を受けることとなったとき。
- (7) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、「審査会」が不適格と認めたとき。

## 10. 契約締結

- (1) 審査会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務契約手続きを行います。契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務契約手続きのための協議を行います。
- (2) 選定された企画提案書の内容等によっては、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合があります。

## 11. その他留意事項

- (1) 提案に関して必要となる一切の費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査に関する目的以外の使用及び提供は行いません。
- (4) この委託で作成された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。
- (5) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複写することがある。審査結果についての異議申立ては、一切受け付けません。

- (6) 提出書類を提出後に企画提案競技を辞退する場合は、その旨を事務局に連絡の上、速やかに企画提案競技参加辞退届（様式9）を提出してください。
- (7) 業務を行うに当たっては、町と密接に連絡を取り合い、この要項に記載のない事項については、町の下承を受けたうえで実施するものとします。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、屋久島町情報公開条例（平成19年10月1日条例第18号）に基づき、提出書類を開示する場合があります。

## 12. 事務局

屋久島町観光まちづくり課 地域振興係（担当：渡辺）

所在地 〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL 0997-43-5900

E-mail [ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp](mailto:ijyu@town.yakushima.kagoshima.jp)